| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 令６不保1412 | 三建商事合資会社 | 広島県知事(4)9248 | 代表社員　井上建司 | 広島県福山市松永町２―19―53―14　1000万円 |
| 令６不保1413 | 株式会社エムスコーポレーション | 広島県知事(2)10593 | 代表取締役　蛯田浩次 | 広島県広島市中区東千田町２―13―19　1000万円 |
| 令６不保1414 | グランディー | 徳島県知事(4)2665 | 今川憲治 | 徳島県徳島市城南町１―２―９　1000万円 |
| 令６不保1415 | なずな不動産 | 徳島県知事(2)2963 | 井内加代子 | 徳島県徳島市中央通４―13　1000万円 |
| 令６不保1416 | サンロクマルベース株式会社 | 愛媛県知事(3)5403 | 代表取締役　山崎憲一 | 愛媛県松山市西長戸町385―３　1000万円 |
| 令６不保1417 | ＡｓｓｉｓｔＮｅｏ新居浜オフィス | 愛媛県知事(1)5752 | 藤原圭子 | 愛媛県新居浜市繁本町１―８　1000万円 |
| 令６不保1418 | 松尾隆商店 | 高知県知事(9)1906 | 松尾とき子 | 高知県高知市旭駅前町23　1000万円 |
| 令６不保1419 | 株式会社ネッツトワーク開発センター | 福岡県知事(8)11692 | 代表取締役　梁矢恭市 | 福岡県北九州市八幡西区小嶺２―５―９　1000万円 |
| 令６不保1420 | 合資会社東部通商 | 福岡県知事(5)14305 | 代表社員　金本明吉 | 福岡県福津市中央６―８―18　1000万円 |
| 令６不保1421 | 有限会社東建築 | 福岡県知事(3)16609 | 代表取締役　東伸一 | 福岡県北九州市八幡西区大字野面1449―１　1000万円 |
| 令６不保1422 | 対馬地所株式会社 | 長崎県知事(2)4039 | 代表取締役　串崎朋弘 | 長崎県対馬市美津島町鐘知甲375―28　1000万円 |
| 令６不保1423 | 有限会社もとやま建窓・Ｇ・ｅｓｔａｔｅ | 長崎県知事(1)4117 | 取締役　元山範明 | 長崎県佐世保市大宮町30―７　1000万円 |
| 令６不保1424 | ナカノ不動産 | 長崎県知事(1)4190 | 中野亮 | 長崎県長崎市平野町22―１　1000万円 |
| 令６不保1425 | 有限会社安信サービス | 沖縄県知事(4)3906 | 代表取締役　比嘉安信 | 沖縄県那覇市安謝292―５　1000万円 |
| 令６不保1426 | 株式会社生立 | 沖縄県知事(3)4211 | 代表取締役　武島立典 | 沖縄県那覇市首里汀良町３―111―１　1000万円 |
| 令６不保1427 | 合同会社彦壱プラン | 沖縄県知事(1)5457 | 代表社員　崎原孝一 | 沖縄県中頭郡北谷町字桃原15―１　1000万円 |

## （仮称）山形県遊佐沖洋上風力発電事業の事業引継ぎの公告

現在、山形県遊佐沖で計画される洋上風力発電事業の実施について、「遊佐沖洋上風力発電に係る環境アセスメント共同実施コンソーシアム」が実施する環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を「山形遊佐洋上風力合同会社」に引継ぎましたので、環境影響評価法第三十条の規定に基づき次のとおり公告します。

一、引継ぎ前の事業者の氏名及び住所

「遊佐沖洋上風力発電に係る環境アセスメント共同実施コンソーシアム」

加藤　聡

山形県酒田市東町一丁目一番地の八

「遊佐沖洋上風力発電に係る環境アセスメント共同実施コンソーシアム」の構成員は、後記㈠から㈨の事業者である。

㈠　ＲＷＥ　Ｒｅｎｅｗａｂｌｅｓ　Ｊａｐａｎ合同会社

日本代表兼社長　岩淵　直樹

東京都千代田区丸の内一丁目八番三号　丸の内トラストタワー本館五階

㈡

株式会社ＩＮＦＬＵＸ

代表取締役　星野　敦

東京都港区六本木三―二―一　住友不動産六本木グランドタワー四十一階

㈢　インベナジー・ウインド合同会社

職務執行者　大屋　昌之

東京都千代田区永田町二―一一―一　山王パークタワー二十一階

㈣　加藤総業株式会社

代表取締役社長　加藤　聡

山形県酒田市東町一丁目一番地の八

㈤　関西電力株式会社

取締役代表執行役社長　森　望

大阪府大阪市北区中之島三丁目六番一六号

㈥　九電みらいエナジー株式会社

代表取締役社長執行役員　水町　豊

福岡県福岡市中央区薬院三丁目二番二三号

㈦　ＫＭＧビル　コスモエコパワー株式会社

代表取締役社長　野地　雅禎

東京都品川区大崎一―六―一　ＴＯＣ大崎ビルディング

㈧　ＪＲ東日本エネルギー開発株式会社

代表取締役社長　大口　豊

東京都千代田区神田須田町一―二五　ＪＲ神田万世橋ビル十五階

㈨　株式会社ＪＥＲＡ

代表取締役社長　奥田　久栄

東京都中央区日本橋二丁目五番一号

㈩　ＥＮＥＯＳリニューアブル・エナジー株式会社

代表取締役　竹内　一弘

東京都港区六本木六丁目二番三一号　六本木ヒルズノースタワー

(十一)　住友商事株式会社

代表取締役社長執行役員ＣＥＯ　上野　真吾

東京都千代田区大手町二丁目三番二号　大手町プレイス　イーストタワー

(十二)　石油資源開発株式会社

代表取締役社長　社長執行役員　山下　通郎

東京都千代田区丸の内一丁目七番一二号　サピアタワー

(十三)　テラスエナジー株式会社

代表取締役社長　稲角　秀幸

東京都千代田区大手町一丁目五番一号　大手町ファーストスクエアウエストタワー

(十四)　電源開発株式会社

代表取締役　菅野　等

東京都中央区銀座六丁目一五番一号

(十五)　東北電力株式会社

取締役社長　社長執行役員　樋口康二郎

仙台市青葉区本町一丁目七番一号

(十六)　丸紅株式会社

代表取締役社長　柿木　真澄

東京都千代田区大手町一丁目四番二号

(十七)　三井不動産株式会社

代表取締役社長　植田　俊

東京都中央区日本橋室町二丁目一番一号

(十八)　三菱商事洋上風力株式会社

代表取締役社長　田中　俊一

東京都千代田区丸の内二丁目六番一号

(十九)　株式会社ユーラスエナジーホールディングス

代表取締役　諏訪部哲也

東京都港区虎ノ門四丁目三番一三号

(二十)　株式会社レノバ

代表取締役　木南　陽介

東京都中央区京橋二丁目二番一号

二、対象事業の名称、種類及び規模

名称　（仮称）山形県遊佐沖洋上風力発電事業

種類　風力（洋上）

規模　総発電出力　最大四五〇ＭＷ

三、「遊佐沖洋上風力発電に係る環境アセスメント共同実施コンソーシアム」は、対象事業の実施を「山形遊佐洋上風力合同会社」へ引継ぎましたので、環境影響評価法第三十条第一項第三号に該当することとなりました。

四、引継ぎにより新たに事業者となった者の氏名及び住所

「山形遊佐洋上風力合同会社」

代表社員　丸紅株式会社

職務執行者　真鍋　寿史

東京都千代田区大手町一丁目四番二号

令和七年三月二十四日

山形県酒田市東町一丁目一番地の八

加藤総業株式会社

代表取締役社長　加藤　聡